施設利用及び申請手順

別紙１

児童館一般利用
事前登録が必要
放課後児童クラブと
重複利用・登録可
利用理由は不要

放課後児童クラブ
利用には理由（保護者の就労等）が必要
保護者の送迎が必要（終業後、学校から直接利用する場合を除く）
児童クラブの重複利用（登録）は不可
保護者の就業時間外等（送迎時間を含む）の利用はできません。

みついし小学校児童館
登録型一般利用
平日 10:00-17:00
（11月-2月 16:00）
土曜日・学校休業日 8:00-17:00
（11月-2月 16:00）

みついし児童クラブ

平　　日	放課後-18:30
土　曜　日	8:00-18:30
学校休業日	8:00-18:30

延出児童クラブ

平　　日	放課後-18:00
土　曜　日	7:30-16:00
学校休業日	7:30-18:00

歌笛児童クラブ

平　　日	放課後-17:30
土　曜　日	8:00-16:00
学校休業日	8:00-17:30

申込が必要な方
令和9年度から新規で
利用をされる方
※令和8年度から継続
して利用される方は
申請不要です。

申込が必要な方
令和9年度利用する予定の方すべて
※令和8年度から継続して利用される方も申請が必要です。

申込方法
期　日
12月30日（水）まで
提出先
みついし小学校児童館
または保健福祉センター内こども未来係

申込方法
期　日：12月30日（水）まで
提出先：利用する各クラブへ直接持参してください。

必要書類
・放課後児童クラブ利用申請書
・申請理由を証明する書類
　例：就労証明書・シフト表 等

必要書類
- みついし小学校児童館利用アプリ
  登録申込書

登録型一般利用・みついし児童クラブを利用する児童の保護者の方は、アプリの登録が必要です。
※後日、アプリ登録の案内を送付致します。

健康推進課こども未来係にて申請内容を審査し、「放課後児童クラブ利用許可通知書」を送付します。利用開始前に、施設で保護者と児童の面談を行う場合があります。
施設からの連絡や、通知書の同封文書をご確認ください。
※通知書の送付には申請から1～2週間程度かかります。申請内容によっては、保護者や勤務先への確認の電話、または追加書類の提出をお願いする場合がございます。

利用初日に児童へ、
QRカードをお渡しします。

上記手続き終了後、令和９年４月１日から利用可能

児童館バス
少年団活動バス について

みついし小学校児童館登録型一般利用の児童が利用できます。

・児童館バスとは
　スクールバス利用児童が帰宅する際に自宅付近のバス停まで利用できるバスです。

・少年団活動バスとは
　児童館から各少年団活動等の場所へ児童を送り届けるバスです。
　事前登録が必要です。
　（詳しくは児童館、または下記までお問合せ下さい）

- 放課後児童クラブ利用者は、休みの連絡をした場合、登録型一般利用が可能となり、バスでの帰宅や少年団活動バスの利用が可能となります。
- 児童館バスや少年団活動バスを利用する場合は、みついし小学校児童館へアプリを通じて帰り方の連絡をしてください。

放課後児童クラブの注意点

1. 保護者が休み等で利用理由に該当しないときは利用できません。（放課後児童クラブへ休みの連絡をした場合は、登録型一般利用が可能です。）
2. 保護者の業務等が終了した場合は、すぐに迎えに来てください。
3. 放課後児童クラブへの送迎は、必ず保護者が**クラブの玄関**で行ってください。
4. 下記に該当する場合、放課後児童クラブの利用を停止します。
    - 保護者の退職等で利用理由に該当しなくなった時
    - 1週間以上の無断欠席
    - お迎えの時間を守らない
    - 就労証明書等の虚偽記載

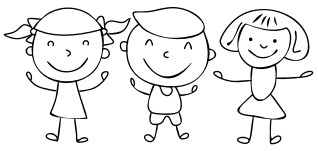

子ども達が楽しく利用できるよう、ルールを皆さんで守って利用してください♪

お問合せ・連絡先

健康推進課 こども家庭センターこども未来係
新ひだか町静内緑町４丁目５番１号（新ひだか町保健福祉センター内）

0146-49-0288